

令和7年6月発行

八頭町

子育て応援 がイデイブルク



もくじ

1. 子育てカレンダー  1
2. 妊娠  3
3. 赤ちゃんが生まれたら  4
4. 相談・一時的な預かり・交流  6
5. 保育所  7
6. 小学校・中学校・高等学校  10
7. ひとり親家庭への支援  12
8. 障がいのある子どもへの支援  13
9. おでかけ  13
10. 子育てに関する相談窓口  15

2. 妊娠

【届出】

● **妊娠届、母子健康手帳の交付** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 妊娠届をされた方に随時母子健康手帳を交付します。
※母子健康手帳は、妊娠・分娩の経過からの健康状態等を記録するものです。

● **妊婦支援給付金** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 医師により胎児の心拍が確認されている方に給付金を支給します。1回目は母子健康手帳交付時に50,000円、2回目は出産予定日の8週間前の日以降に50,000円×胎児の数を支給します。

【健康管理】

● **妊婦健康診査費の助成** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 医療機関における妊婦健康診査費用の助成をします。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。 ※里帰り等で県外の医療機関を受診される場合、受診後に申請することで費用の一部を助成します。

● **妊婦歯科健康診査費の助成** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 医療機関における妊婦歯科健康診査費用を助成します。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。

【助成】

● **大人の風しん予防接種費用助成** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 風しんの免疫を持たない女性が妊娠中(特に妊娠初期)風しんに感染すると、胎児が、白内障、先天性心疾患、難聴等を主な症状とする「先天性風しん症候群」になる可能性があります。徹底した風しん予防対策を行うため、風しんワクチンの予防接種費用の助成を実施します。

対象 (1) 妊娠を希望する女性のうち風しん抗体価の低い方
(2) 妊婦の夫
(3) 妊娠している女性の同居者
(4) 妊娠を希望する女性(ただし風しん抗体価の低い方)の同居者で風しん抗体価の低い方

● **特定不妊治療費の助成** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

① 保険適用に対する助成

内容 特定不妊治療のうち、保険適用(保険診療と併用して実施される先進医療を含む)の治療費の一部を助成します。

対象 八頭町在住で、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚にある夫婦。

② 自費診療に対する助成

内容 特定不妊治療のうち、自費診療の治療費の一部を鳥取県の制度に上乗せして助成を行います。

対象 八頭町在住で、鳥取市特定不妊治療費助成金の交付を受けた方。

● **不育症検査治療費の助成**

内容 不育症の検査治療を受けておられる方に検査治療費の一部を助成します。

対象 八頭町在住で、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚にある夫婦。

● **妊産婦・子育て支援タクシー利用費助成** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 妊婦健康診査、出産に係る入院退院、産後健康診査時のタクシー利用費を助成します。母子健康手帳交付時にタクシー利用券を交付します。

対象 八頭町に住所があり、母子健康手帳の交付を受けている妊産婦。

【支援】

● **妊娠等包括相談支援** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 妊娠届出時や妊娠後期、出産後等にアンケートや面談を行い、出産に向けての情報提供や相談等を実施しています。

3. 赤ちゃんが生まれたら

【届出】

● **出生届** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 出生証明書、母子健康手帳をお持ちのうえ、出生日から14日以内に届出ください。

【手当・助成】

● **出産育児一時金** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 八頭町国民健康保険の被保険者が出産したときに支給されます。

● **出産祝い金** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 八頭町に住所があり引き続き居住する意思のある方が出産した場合、町よりお祝い金を支給します。金額は出産児1人につき50,000円。

● **児童手当** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 0歳から18歳までの児童を養育している方に支給されます。出産・転入したときに認定請求してください。

● **乳児家庭保育支援給付金** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 生後6か月～2歳未満の赤ちゃんを家庭で保育している一定の条件に該当する方に給付金を支給します。支給額35,000円/月(最長18か月)

● **とっとり子育て応援パスポート(子育て王国アプリ)** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 子育て家庭がパスポート(紙カード・アプリ画面)を協賛店に提示すると、協賛店舗から子育て応援サービス(割引やプレゼントなど)を受けることができます。

対象 県内在住の妊娠中の方・18歳未満の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が1人以上いる世帯

利用・手続き ●アプリ(10日以内に承認)…スマホでアプリを取得し、申請してください。
●紙カード(即時発行)…窓口で申請用紙をご記入ください。 ※併用可

【医療費などの助成】

● **医療費助成(小児)** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の医療費の自己負担額を助成します。

● **未熟児養育医療** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 生まれてすぐに入院治療の必要があると医師が認めた未熟児(1歳未満)に対し、指定された医療機関で医療の給付を行います。

【子育て支援】

● **ごみ袋の無料配布** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 出生児1人につき町指定ごみ袋60枚(大・中・小/各2袋)を無料配布します。

● **えらべる木のおもちゃプレゼント** 申請・問合せ先 | 産業観光課 TEL 0858-76-0208

内容 木育推進の一環として、6か月健診時点で八頭町に住所のあるお子さまへ、八頭町産の木材を使用した木のおもちゃ(積み木セット等3点の中から1点選択)をプレゼントします。

● **新生児・こんには赤ちゃん事業** 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 生後1～2か月ごろの子どもと母の様子を保健師が自宅を訪問して、健康状態の確認や相談に応じます。

●産後ケア(ショートステイ・デイサービス・アウトリーチ)

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 出産後1年以内の母子または流産、死産を経験した1年以内の産婦で産後ケアを必要とする方は、助産師がいる施設で、体や心のケア、授乳や育児の相談などが受けられます。

●産前産後ヘルパー

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 妊娠中及び出産退院後間もない時期に、家事、育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事又は育児の支援を行います。

利用料 1時間あたり600円。世帯課税状況により減免があります。

●育児相談

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 産後の母の体調や子どもの発育についての相談や助産師の指導を受けたりすることができます。

●すくすく発達相談

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 小児発達医師による発達確認と関わり方への助言が受けられます。

●離乳食講習会

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 3～5か月と9～11か月の子どもがいる保護者を対象に、離乳食の進め方や歯の手入れについての講話などを行います。対象者には案内を通知します。

●ブックスタート・セカンド・サードの実施

申請・問合せ先 | 郡家図書館 TEL 0858-72-6660

内容 絵本を通して親子で楽しい時間を過ごしたり、年齢に応じた絵本に触れることにより豊かな心を育みます。6か月児・3歳児・5歳児健康診査に併せて実施しています。

●父親の育児講座

申請・問合せ先 | 男女共同参画センター「かがやき」 TEL 0858-84-2361

内容 男性も楽しく家事・育児に参加するきっかけ作りとして様々な講座を開催しています。

【健康管理】

●産後健康診査費の助成

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 産後の母の2週目・4週目頃に受診する健康診査費用の助成をします。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。 ※里帰り等で県外の医療機関を受診される場合、受診後に申請することで費用の一部を助成します。

●新生児聴覚検査費の助成

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 新生児聴覚検査の初回検査を一部助成します。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。 ※里帰り等で県外の医療機関で受けられる場合は、受診後に申請することで費用の一部を助成します。

●乳幼児健康診査(1か月児)

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 医療機関における1か月児の健康診査費用を助成します。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。 ※里帰り等で県外の医療機関を受診される場合、受診後に申請することで費用の一部を助成します。

●乳幼児健康診査(3～4か月児、9～10か月児)

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 医療機関における3～4か月児、9～10か月児の健康診査費用を助成します。新生児・こんにちは赤ちゃん事業時、受診票を交付します。

●乳幼児健康診査(6か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児、5歳児)

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 問診、計測、内科診察、歯科指導(歯科診察・指導、フッ素塗布)、栄養指導、保健指導等を郡家保健センターで実施します。各対象者に案内を通知します。

【予防接種】

●定期接種

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 次の予防接種を行っています。鳥取県東部圏域の医療機関で接種できます。ただし、事前予約が必要です。

(個別接種:定期)

B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、四種混合、五種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん

※予防接種の接種券・予診票は接種時期前に郵送します。

4. 相談・一時的な預かり・交流

【子育て支援センター】

申請・問合せ先 | 子育て支援センター
住所:八頭町郡家殿281-3 TEL 0858-72-3345

子育てに関する相談や、子育てに関する情報の提供、親子の交流事業などを行います。

●子育て相談等

相談内容	実施場所	実施日	利用時間
子育て相談・ テレフォン相談	子育て支援センター (TEL 0858-72-3345)	月曜日～金曜日	9:00～16:00
		土曜日	9:00～12:00

●親子ふれあい遊び(びよんびよんクラブ)

※利用料金は原則無料です

担当者が遊びの広場に参加し、一緒に遊んだり、歌・体操・育児相談などを行います。

●出張広場

必要に応じて男女共同参画センター「かがやき」等で親子ふれあい遊びを実施します。

※詳しい日程については直接子育て支援センターに連絡いただくか八頭町ホームページでご確認ください。

●遊びの広場開放

子育て支援センター内にある遊びの広場を開放しています。親子、子育て中の保護者仲間とご一緒にご利用ください。

開放時間 月曜日～金曜日:9:00～16:00 土曜日:9:00～11:30

●ベビー・子ども用品リユース(再使用)事業

ご家庭で不要になった子ども用品をご提供いただき、町内の必要な方に提供することで、資源を有効活用しています。

●子育てサークル活動

保護者のおしゃべり会、子ども同士を遊ばせるなど、未就学児及びその保護者が気軽に集まって交流する活動を支援します。八頭町に登録をしたサークルを対象に、活動の経費を補助します。※補助には要件があります。

【子ども家庭センター】

申請・問合せ先 | 保健課(子ども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく、こども(18歳未満)や子育て家庭の様々な不安や悩みの相談に応じます。

一人ひとりに合った必要な情報提供をし、関係機関と連携を取り、サービス等の提供をすることで安心して子育てできるようサポートします。

【ファミリーサポートセンター】

申請・問合せ先 | 八頭町ファミリーサポートセンター TEL 0858-76-7020

育児の援助を受けたい人と行いたい人を会員として登録し、会員相互に育児の援助活動を行います。八頭町に在住または、在勤の方、町内保育所に入所している児童の保護者ならどなたでも会員になれます。援助内容は、子どもの預かり、保育所・小学校までの送迎などです。

依頼会員	おおむね1歳～12歳までの子どもをお持ちの方
支援会員	心身ともに健康で、町内公共施設等で子どもを預かっていただける方

利用・手続き 八頭町ファミリーサポートセンターで会員登録をしてください。援助活動は原則7:00～20:00までです。

利用料 平日:1時間あたり500円。1時間以上は30分ごとに250円加算。2人目以降は1人につき200円。1時間以上は30分ごとに100円加算。(きょうだいに限る)
土・日・祝日:1時間あたり800円。1時間以上は30分ごとに400円加算。2人目以降は1人につき320円。1時間以上は30分ごとに160円加算。(きょうだいに限る)

【ショートステイ・トワイライトステイ】

申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 保護者が病気等の理由により一時的に家庭でお子さまを保育できない時に施設等でお子さまをお預かりします。

● **ショートステイ** 宿泊を含めてお預かりします。

● **トワイライトステイ** 平日・夜間や休日にお預かりします。

対象・利用料 18歳未満の児童。町民税課税状況等に応じて利用料をご負担いただけます。

【まちづくり委員会】

申請・問合せ先 | 福祉課 TEL 0858-72-3586

内容 みんなで支えあい安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、各地区のまちづくり委員会で子ども交流や世代間交流をしています。

5. 保育所

【保育所】

保育所は、保護者が仕事や病気などで、家庭で保育することのできない児童を保護者に代わって保育を行うところです。

● **保育所入所手続き** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 保育所に入所するためには支給認定申請が必要です。認定は町民課で行います。詳しくは町民課へおたずねください。

【保育所一覧】

保育所	所在地 (八頭町)	電話番号 市外局番 (0858)	保育時間	受入 年齢	小学校区	特別保育				
						延長 保育	土曜 午後 保育	障がい児 保育	一時 保育	病後児 保育
郡家東 保育所	稲荷167	72-5000	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00	6か月～	郡家東小	●	●	●	●	●
郡家 保育所	郡家71-1	72-3123	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00	6か月～	郡家西小	●	●	●	●	●
国中 保育所	石田百井3-2	72-3137	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00	6か月～	郡家西小	●	●	●	●	●
船岡 保育所	坂田30	72-6400	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00	6か月～	船岡小	●	●	●	●	●
八東 保育所	安井宿1346	84-6425	平日7:00～19:00 土曜7:00～18:00	6か月～	八東小	●	●	●	●	●

● **保育料** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 保育料は、保護者の所得(市町村民税の所得割額)によって決まります。
※国制度により令和元年10月から、3歳以上児(2号認定子ども)は無償です。

● **第2子以降保育料無償化** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 平成28年4月から第2子以降の児童の保育料について、町独自制度により無償化や軽減に取り組んでいます。(年齢制限なし、所得制限なし)

● **完全給食の実施・給食費無償化** 申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 町内全保育所で3歳以上児の主食(米飯)の調理・提供を行います。
町内保育所に通う3歳以上児の給食費(主食費と副食費)については、町独自制度により無償化に取り組んでいます。

● **給食の食物アレルギー対応** 申請・問合せ先 | 各実施保育所

内容 食物アレルギーのある児童も安心して食べられる給食(対応食)を提供します。

● **延長保育** 申請・問合せ先 | 各実施保育所

内容 保護者の就労形態に伴い、通常保育時間終了後さらに午後6時から7時まで延長保育を行います。

利用料 月額:2,000円(ただし、第2子以降の児童は0円です)

● **土曜午後保育** 申請・問合せ先 | 各実施保育所

内容 保護者の就労形態に伴い、土曜日の通常保育時間終了後さらに午後6時まで延長保育を行います。保育料は通常保育料に含まれます。弁当持参となります。

実施時間 午前11時30分～午後6時まで

● **障がい児保育** 申請・問合せ先 | 各実施保育所

内容 町内の全保育所でお子さまの発達状況や個性をふまえながら、クラス集団の中でそのお子さまの成長を応援できるように配慮した環境で障がい児保育を行っています。集団保育が困難なお子さまや、医療的介護等が必要なお子さまは、入園できない場合があります。

● **一時保育** 申請・問合せ先 | 各実施保育所

内容 家庭で保育をしているお子さまを一時的に家庭で保育できなくなったときに、保育所でお預かりします。

定員 3名/保育所

利用料 3歳以上児→1日1,000円 3歳未満児→1日1,500円

※定員や保育所の行事等によってはご希望に添えない場合があります。

● **病後児保育** 申請・問合せ先 | 各実施保育所

内容 病気の回復期にあるものの、ほかの児童との集団生活が困難な時期に保育所の病後児専用保育室でお預かりします。

定員 2名/保育所、料金1人1日500円。

※鳥取県東部小児科医会所属の医療機関での診察が必要です。

※原則利用日の前日までの予約とします。定員に余裕があれば当日の申込みも受け付けます。

※広域連携により、にじっこルーム(鳥取市立病院内・電話 0857-37-1577)も利用できます。

6. 小学校・中学校・高等学校

●病児保育

申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 広域連携により、病気の「回復期に至らない状態」で当面症状の急変は認められない生後6か月から小学校6年生までの児童を鳥取市の病児保育室でお預かりします。

利用・手続き 利用を希望する場合は、実施施設へ直接お申込みください。

利用にあたっては事前に指定医療機関の診察が必要です。

※利用日の前日までの予約が必要です。ただし、定員に余裕があれば当日申込みも受け付けます。

利用料 日額1人 2,500円

※日額1人 1,500円を別途申請により補助します。

実施施設	電 話	所在地	指定医療機関
病児保育室 キッズルームこぐま	0857-27-2213	鳥取市末広温泉町566	せいきょう子ども クリニック
病児保育室とくよし さかえまち	0857-30-6651	鳥取市栄町211-2 栄町クリニック3階	栄町クリニック
病児保育室とくよし こやま	0857-30-6540	鳥取市湖山町東 2丁目140-2	栄町クリニック、 すがクリニック
コモド第三保育園 瓦町	0857-50-0555	鳥取市瓦町261	栄町クリニック

〈利用時間〉平日の午前8時から午後6時まで

●特別利用保育

申請・問合せ先 | 町民課 TEL 0858-76-0205

内容 「特別利用保育」とは、3歳以上児で保育の必要性のない子ども(=1号認定子ども)が保育所から受けることのできる保育のことをいいます。八頭町内には1号認定子どもが利用可能な施設がないため、4月1日時点で3歳以上の児童のうち、保育の必要性のない児童を対象として、特別利用保育を行います。

利用日 月曜日～金曜日(土曜日はご利用いただけません。)

利用時間 午前8時30分～午後3時まで

その他 特別利用保育時間の終了後(午後3時以降)、家庭の状況などにより引き続き保育が必要であると認められる場合(保護者の就労、疾病、出産、介護、看護、冠婚葬祭などで一時的に家庭での保育が困難な場合)には、「一時預かり保育」を利用することができます。

【利用時間】 午後3時から午後4時まで

【利用料】 日額1人250円



【入学手続き】 申請・問合せ先 | 各小・中学校 教育委員会事務局 学校教育課 TEL 0858-84-1231

●小・中学校への入学

内容 町内に住所のある児童生徒は、教育委員会が指定する小学校・中学校に入学していただきます。1月末までにご自宅に「入学通知書」をお送りします。小学校入学前年の10月頃に就学時健康診断を行います。

●小・中学校への転入(他の市町村から八頭町内に住所を移したとき)

内容 町外から転入された児童生徒は新住所の通学区域の小学校・中学校に就学することになります。転入手続きの際に教育委員会へご相談ください。

●町内の小学校への転校(八頭町内で住所を移し学校校区が変わるとき)

内容 町内で転居され学校校区が変わる場合は新住所の通学区域の小学校に転校することになります。学校及び教育委員会へご相談ください。

【小・中学校一覧】

学 校 名	所在地	電 話	FAX
郡家東小学校	八頭町稲荷310	0858-73-0010	0858-73-0011
郡家西小学校	八頭町郡家541	0858-73-0031	0858-73-0032
船岡小学校	八頭町坂田11	0858-72-0151	0858-72-0255
八東小学校	八頭町富枝6-1	0858-71-0108	0858-71-0107
八頭中学校	八頭町郡家296	0858-72-0020	0858-72-1293

【教育環境整備】 申請・問合せ先 | 教育委員会事務局 学校教育課 TEL 0858-84-1231

●少人数学級の実施

内容 1学級小学校30人以内・中学校33人以内で学級を編成して、きめ細やかな少人数指導を実施しています。

●スクールバスの運行

内容 安全安心な登下校のために、遠距離通学者対象のスクールバスを運行しています。

●学校ICT環境

内容 町内全小中学校全学級に電子黒板、児童・生徒1人1台タブレットPCを配備したICT教育環境の整備、教育の情報化を推進しています。

【学校給食】 申請・問合せ先 | 学校給食共同調理場 TEL 0858-72-0304

●食物アレルギー対応

内容 食物アレルギーのある児童生徒も安心して食べられる給食(対応食)を提供しています。

【助成】 申請・問合せ先 | 教育委員会事務局 学校教育課 TEL 0858-84-1231

●小中学校等入学祝い金

内容 入学祝い金として商品券を小学生には2万5千円分、中学生には5万円分支給します。

●自転車通学助成

内容 中学生の自転車通学生徒1人につき2万円を支給します。

●要保護・準要保護就学援助費

内容 経済的理由により、教育費にお困りの児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の就学に必要な経費の一部を援助します。

●特別支援教育就学奨励費

内容 小・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保護者が負担する教育関係経費の一部と通級指導教室に通級する児童の保護者が負担する交通費の実費相当額等について、家庭の経済状況に応じて援助します。

【支援・相談】

●不登校の相談 **申請・問合せ先** やず教育支援センター みどりヶ丘教室 TEL 0858-76-0151

内容 児童・生徒、保護者の不登校に関する教育相談や、不登校児童・生徒の自立支援を行います。SSW(スクールソーシャルワーカー)・SC(スクールカウンセラー)と連携し、丁寧な教育相談活動を行います。

●不登校児童生徒の通級 **申請・問合せ先** やず教育支援センター みどりヶ丘教室 TEL 0858-76-0151

●特別な支援を必要とする

児童生徒の相談 **申請・問合せ先** 教育委員会事務局 学校教育課 TEL 0858-84-1231

内容 特別支援学校、特別支援学級入級や通級指導教室についての教育相談を行います。

相談先 各小中学校、教育委員会

●子育て講座の開催 **申請・問合せ先** 教育委員会事務局 社会教育課 TEL 0858-84-1232

●子育て・家庭教育相談 **申請・問合せ先** 家庭教育支援チーム(子育て支援センター内) TEL 0858-76-7020

【放課後児童クラブ】 **申請・問合せ先** 入会に関する問い合わせ 教育委員会事務局学校教育課 TEL 0858-84-1231 その他問合せ 各児童クラブ

放課後児童クラブでは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後の時間帯や長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図ります。

【放課後児童クラブ一覧】

クラブ名(対象児童)	所在地	電話	定員(人)	開設時間	小学校区
ひまわり児童クラブ1組 (郡家東小学校)	八頭町門尾31-1	0858-72-1727	40	平日放課後～19:00 (※土曜7:30～19:00)	郡家東小
ひまわり児童クラブ2組 (郡家東小学校)			30		
第1わんぱく児童クラブ (郡家西小学校)	八頭町久能寺687	0858-73-0168	40	平日放課後～19:00 (※土曜7:30～19:00)	郡家西小
第2わんぱく児童クラブ (郡家西小学校)		0858-71-0778	40		
第1船岡児童クラブ (船岡小学校)	八頭町船岡534-7	090-4655-5930	35	平日放課後～19:00 (※土曜7:30～19:00)	船岡小
第2船岡児童クラブ (船岡小学校)		090-5753-3946	35		
八東学童クラブ (八東小学校)	八頭町安井宿423-1	080-2908-8050	30	平日放課後～19:00 (※土曜7:30～19:00)	八東小

※学校行事や保護者の就労等により必要な場合は土曜日も開設する場合があります。
 ※利用・手続き/会費4,000円/月、8月のみ5,000円/月 ひとり親・非課税世帯減免あり おやつ代別途

【高校生通学費助成事業補助金】 **申請・問合せ先** 企画課 若桜鉄道運行対策室 TEL 0858-76-0212

内容 町内に住所があり、鉄道・バスの通学定期券を利用している高校生の保護者に、若桜鉄道区間の通学定期料金の半額、または月額5,000円を超える部分の通学定期料金を助成します。

【大学等入学支援金】 **申請・問合せ先** 教育委員会事務局 学校教育課 TEL 0858-84-1231

内容 経済的理由により、進学が困難な学生に対して支給対象者1人につき30万円を支給します。

7. ひとり親家庭への支援

【手当・助成・支援】

●児童扶養手当 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 児童を監護しているひとり親家庭の母もしくは父等に支給される手当です(※所得制限があります)。受給者は毎年8月に現況届を提出してください。

●ひとり親家庭児童小・中学校入学支度金 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 ひとり親家庭が養育している児童の小・中学校入学支度金を支給します。

●母子父子寡婦福祉資金貸付金 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 児童の就学資金などを低利または無利子で借りることができます。

●面会交流援助費用助成 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 離婚した父母は、父母間のみでは子どもの面会交流をすることが困難な場合があるため公益社団法人等による面会交流援助を受ける際の費用を助成します。

●養育費に係る公正証書等作成補助金 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 養育費に係る公正証書の作成、家庭裁判所の調停申し立て、裁判に要する費用の一部を補助します。

●医療費助成(ひとり親家庭) **申請・問合せ先** 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 ひとり親家庭の18歳未満のお子様とその母又は父に対して、医療費の自己負担額の一部を助成します。
 (所得税非課税世帯のみ対象。お子様の医療費は小児特別医療で助成される場合があります。)

●ひとり親家庭児童学習支援 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 児童扶養手当の支給を受けている家庭の小・中学生を対象に学習支援を行います。

●ひとり親家庭日常生活支援 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 就職活動、冠婚葬祭や学校行事等で、お子様の保育や日常の家事などが困難になった場合、家庭生活支援員が保育や生活支援を行います(事業を利用するにはあらかじめ事前登録が必要です)。

●税の減免等 **申請・問合せ先** 税務課 TEL 0858-76-0204

内容 ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに、ひとり親控除の適用が受けられる場合があります。

●遺族年金(配偶者と死別された方) **申請・問合せ先** 町民課 TEL 0858-76-0211

内容 国民年金に加入していた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもに遺族基礎年金が支給されます。
 ※遺族厚生年金については鳥取年金事務所(TEL0857-27-8311)にお問合せください。

●ひとり親家庭の総合的な相談窓口 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 生活や仕事などでお悩みのとき、どこに相談したらよいかわからないときは福祉課にご相談ください。

●ひとり親家庭自立促進支援 **申請・問合せ先** 福祉課 TEL 0858-72-3583

内容 ひとり親家庭の母又は父が就業に活かせる技能や資格を取得する際に、その費用の一部を助成します。

●ショートステイ・トワイライトステイ

利用料の減額 申請・問合せ先 | 保健課(こども家庭センター) TEL 0858-72-3566

内容 ひとり親家庭の方がショートステイ・トワイライトステイを利用されるときに利用料が減額されます。

8. 障がいのある子どもへの支援

【手当・助成・支援】

●**障害児福祉手当** 申請・問合せ先 | 福祉課 TEL 0858-72-3590

内容 重度の障がいがあり日常生活において常に特別な介護を要する20歳未満の方に支給します。

※対象の20歳未満の方が施設入所している場合は対象外です。

●**特別児童扶養手当** 申請・問合せ先 | 福祉課 TEL 0858-72-3590

内容 身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の方を養育している保護者等に支給します。

※対象の20歳未満の方が施設入所している場合は対象外です。

●**税の減免等** 申請・問合せ先 | 税務課 TEL 0858-76-0204

内容 納税者本人やその配偶者、扶養親族が障がい者の場合に、所得税、相続税、贈与税等の障害者控除や、一定の条件に該当する場合は自動車税等の減免を受けることができます。

●**障害児(者)福祉サービスの相談** 申請・問合せ先 | 福祉課 TEL 0858-72-3590

内容 手帳の交付、障害児(者)福祉サービス、補装具の購入・修理などについては福祉課にご相談ください。

9. おでかけ

【図書館】

図書館名	所在地	電話
郡家図書館	八頭町宮谷256-4	0858-72-6660
船岡図書館	八頭町船岡539-1	0858-72-3970
八東図書館	八頭町北山48-1	0858-84-6622

●おはなし会

子育て支援センター、男女共同参画センター「かがやき」でおはなし会をしています。図書館司書が絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊びなどをします。育児書や乳幼児向けの絵本など、図書館の本の貸出しをしています。(貸出期間2週間)

【公園・施設】

親子で自然・体験などを楽しめます。

公園・施設名	所在地	電話	定休日
八東総合運動公園	八頭町徳丸528	0858-84-2890(平日13:00~17:00)	—
安徳の里姫路公園	八頭町姫路12	・4月下旬~11月末日 私都荘 0858-74-0302 ・12月~4月下旬 (株)Workplays 050-5443-5190	毎週月曜日
船岡竹林公園	八頭町西谷564-1	・3月~11月末日 船岡竹林公園 0858-73-8100 ・12月~2月末日 (株)遠藤農園 0858-84-3231	毎週水曜日
八東ふるりの森	八頭町妻鹿野1572	・4月下旬~11月末日 八東ふるりの森 0858-84-3799 ・12月~4月下旬 (株)エルボスケ 050-3577-2993	開園期間中なし
やずミニSL博物館「やずぼっほ」	八頭町西谷560	・3月~11月末日 やずミニSL博物館 0858-71-0032 ・12月~2月末日 若桜線SL遺産保存会 080-8244-9670	毎週水曜日
芸術文化交流プラザ「あーとふる八頭」	八頭町安井宿1346	0858-71-1016	毎週月・火・水曜日 12/29~1/3

【こども食堂】

町内3か所でこども食堂が開催されています。

名称	開催日時	会場	学習支援	費用
寺子屋 みらいこおげ	毎週(金) 17:00~19:00	郡家西地区公民館 (八頭町郡家559)	あり	こども:無料 大人:200円
のぞみ おやこ食堂	毎月第1・第3(金) 17:30~19:00	母子生活支援施設のぞみ内 (八頭町宮谷222)	なし	弁当1個につき 100円
みんなの居場所 はっちゃん	毎週(金) 16:00~18:00	八東体育文化センター (八頭町富枝10-1)	あり	こども:無料 大人:300円

〈寺子屋みらいこおげ〉

運営団体:NPO法人ワーカーズコープ 電話:0857-30-7471

〈のぞみおやこ食堂〉

運営団体:母子生活支援施設のぞみ 電話:0858-73-0139

〈みんなの居場所 はっちゃん〉

運営団体:はっちゃんクラブ 電話:080-5230-8655

【児童館】

児童館では、子どもたちに遊びの場を提供し、親子が一緒に楽しめる様々なイベントや季節の行事を行っています。

児童館名	所在地	電話	児童館名	所在地	電話
八東児童館	八頭町才代	0858-84-3496	下南児童館	八頭町南	090-6843-5642

10. 子育てに関する相談窓口

子育てに関する相談窓口

種別	相談窓口	電話	所在地
行政機関	町民課	0858-76-0211	八頭町郡家493
	税務課	0858-76-0204	八頭町郡家493
	保健課(こども家庭センター)	0858-72-3566	八頭町宮谷254-1
	福祉課	0858-72-3583	八頭町宮谷254-1
	男女共同参画センター「かがやき」	0858-84-2361	八頭町徳丸578-1
	教育委員会事務局 学校教育課	0858-84-1231	八頭町北山63-1
	教育委員会事務局 社会教育課	0858-84-1232	八頭町北山63-1
保育所	郡家東保育所	0858-72-5000	八頭町稲荷167
	郡家保育所	0858-72-3123	八頭町郡家71-1
	国中保育所	0858-72-3137	八頭町石田百井3-2
	船岡保育所	0858-72-6400	八頭町坂田30
	八東保育所	0858-84-6425	八頭町安井宿1346
子育て支援	子育て支援センター	0858-72-3345	八頭町郡家殿281-3
	ファミリー・サポート・センター	0858-76-7020	八頭町郡家殿281-3
学校	郡家東小学校	0858-73-0010	八頭町稲荷310
	郡家西小学校	0858-73-0031	八頭町郡家541
	船岡小学校	0858-72-0151	八頭町坂田11
	八東小学校	0858-71-0108	八頭町富枝6-1
	八頭中学校	0858-72-0020	八頭町郡家296
学校給食	学校給食共同調理場	0858-72-0304	八頭町郡家559
教育支援	家庭教育支援チーム	0858-72-3345	八頭町郡家殿281-3
	やす教育支援センター 「みどりヶ丘教室」	0858-76-0151	八頭町見槻中75-1
鳥取県の機関	鳥取県中央児童相談所	0857-23-6080	鳥取市江津318-1
	鳥取県女性相談支援センター	0857-27-8630	鳥取市江津318-1
	鳥取県教育センター	0857-31-3956	鳥取市湖山町北5丁目201
	子育てホットライン(鳥取県教育委員会)	0857-36-1154	鳥取市東町1丁目271
	東部少年サポートセンター	0857-22-1574	鳥取市西町1丁目401
	いじめ110番(鳥取県教育センター)	0857-28-8718	鳥取市湖山町北5丁目201
警察	郡家警察署	0858-72-0110	八頭町郡家120-2
その他の機関	八頭町福祉相談支援センター「ほっと」	0858-71-0100	八頭町宮谷254-1 (八頭町社会福祉協議会内)
	子ども家庭支援センター「希望館」	0857-27-4153	鳥取市立川町5丁目417
	不妊専門相談センター (県立中央病院内)	0857-26-2271	鳥取市江津730
	鳥取労働局 雇用環境・均等室	0857-29-1709	鳥取市富安2丁目89-9

子育てHP・便利なアプリはこちらから！

八頭町子育て応援サイト
「すくすくやずっこ」



「子育て応援ガイドブック」



母子健康管理アプリ
「やずびよんタッチ(母子モ)」



「とっとり子育て応援パスポート」



「子育て王国アプリ」



発行元 / 八頭町 町民課 (令和7年6月時点の情報です。内容は変更となる場合があります)

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町都家493 TEL 0858-76-0211 FAX 0858-73-0147

E-mail/choumin@town.yazu.tottori.jp <http://www.town.yazu.tottori.jp/>